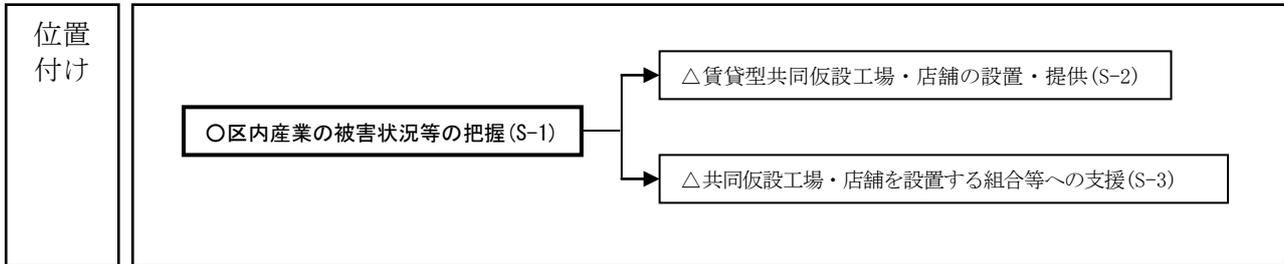


(4) 産 業 部 門 (S)

- 区内産業の被害状況等の把握 (S-1)
- 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供 (S-2)
- 共同仮設工場・店舗を設置する組合等への支援 (S-3)
- 施設の再建のための金融支援 (S-4)
- 雇用の維持 (S-5)
- 消費生活相談等の実施 (S-6)

項目	区内産業の被害状況等の把握	S-1
----	----------------------	------------

復興支援策を適切に展開していくためには、区内産業の正確な被害・復旧状況及び取引状況の把握が必要である。特に、被災直後の混乱した状況の下で、迅速かつ正確に被害状況を把握し、それに対応した的確な支援策を講じることが、その後の復旧・復興の進展にとって極めて重要である。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)区内産業の被害状況等の把握	被災直後～	区民部経済課	①区災害対策本部等を通じ、区内産業の被害状況を把握する。〈▶S-1a〉 ②都、区内業界団体や金融機関、商店街組合等を通じて、業種ごとの被害・雇用・取引状況を継続的に把握する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・産業復興施策はまちや住宅等の施策とも密接に関係するため、まちや住宅等の被害、復旧情報についても積極的に収集し、それぞれ所管部課との連携を十分に図ること。 ・「家屋・住家被害状況調査（第2次）」【T-2】との連携を図る。
------	---

事前準備	□調査項目をあらかじめ検討する（経済課）。
------	-----------------------

区内産業の被害状況に関する調査の実施要領 <▶ S-1a>

(1) 目 標

- ・緊急融資の資金需要把握と復興施策の検討及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、天災融資法、中小企業信用保険法等の適用や関連事業の適用を受けるために実施する。

(2) 方 法

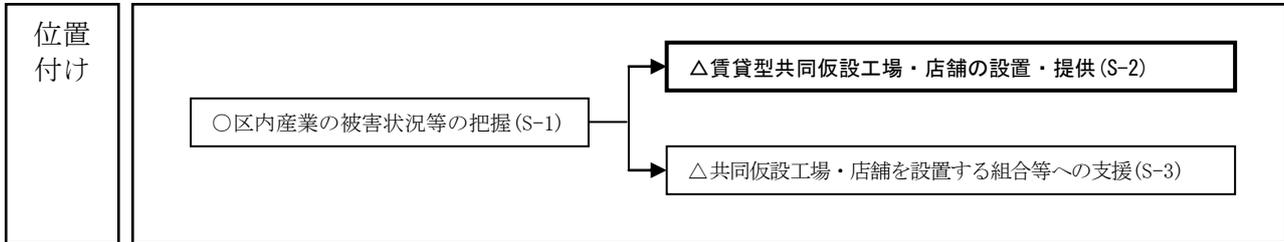
- ・区内産業の被害状況について、区災害対策本部等にヒアリングを行う。
- ・業種ごとの被害・雇用・取引状況等について、都、区内業界団体や金融機関、商店街組合等にヒアリングを行う。

(3) 調査項目

- ・各事業所における直接被害状況・被害額、間接被害額（売上減）、雇用状況（従業員の過不足実態）、取引先の状況等。

項目	賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供	S-2
----	---------------------------	------------

一時的な事業スペースを確保することが困難な事業主に対し、賃貸型の共同仮設工場及び共同仮設店舗を設置して賃貸することにより、これら事業主の自立再建を支援する。〈▶S-2a〉
 基本的には、阪神・淡路大震災において実施された、中小企業高度化資金を活用した整備スキームを前提とする。〈▶S-2b〉



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)都との協議	被災後 1 週間～	区民部経済課	①区内事業所の被害状況、必要な区画・規模の概算、建設可能用地等の情報をもとに、都と協議を行い、賃貸型の共同仮設工場・店舗の設置について検討する。 ②都と協議の結果、区有地に賃貸型共同仮設工場・店舗を設置することになった場合には、現地調査を行った上で、都と建設について調整する。 その際、「用地調整会議」(A-12) から提示された区有地について、「賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート」〈▶S-2c〉を作成し、それに基づく現地調査を実施し、調査結果を都に報告する。

留意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸型共同仮設工場・店舗の設置は、都と十分な協議をし、方針を定める(経済課)。 ・現地調査・協議については施設管理課と連携を図る。(経済課)
----------	--

事前 準備	□都に人的支援体制の整備を要請する(経済課)。
----------	-------------------------

賃貸型仮設共同工場（例）◀▶ S-2a

賃貸型仮設共同工場について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された「神戸市被災企業用仮設賃貸工場制度」は以下のとおりである。

神戸市被災企業用仮設賃貸工場制度は、震災により工場を失った中小企業に対し、自ら工場を確保するまでの間、暫定的に低廉な賃料（500円/㎡・月）で操業の場を提供することを目的とし、長田南部で3団地52戸、西神地区で3団地118戸、計170戸の仮設賃貸工場を建設した（下表）。

建設にあたっては、通産省が中小企業事業団の高度化資金融資制度の特例を創設し、高度化事業は本来民間の事業協同組合等を事業主体に想定していることから、仮設賃貸工場は(財)神戸市都市整備公社が建設した。

平成7年2月25日から第1次募集、3月21日から第2次募集を行った結果、約250社が入居した。入居期限は最長5年であり、11年10月1日現在157社が入居している。仮設賃貸工場を既に転出・退去した企業は92社で、その内訳は操業場所の確保によるものが36社、廃業・倒産18社、不明38社である。

表 仮設賃貸工場一覧

団地名	対象業種	供用期間	規模		用地
			戸数	計	
神戸インナー 第4工業団地	機械金属	平成7年4月1日 ～ 平成12年3月31日	75㎡×2戸 80㎡×2戸 85㎡×5戸 95㎡×7戸	16戸 1,285㎡	土地開発公社 (1,500㎡) 都市計画局 (1,000㎡)
荊藻島	ケミカル	平成7年4月1日 ～ 平成12年3月31日	214㎡×5戸	5戸 1,070㎡	理財局 (2,000㎡)
南駒栄	ケミカル	平成7年5月1日 ～ 平成12年4月30日	198㎡×25戸 100㎡×6戸	31戸 5,550㎡	都市整備公社 (12,000㎡)
神戸ハイテク パーク	機械金属	平成7年6月17日 ～ 平成12年6月16日	240㎡×3戸 120㎡×26戸 60㎡×24戸	53戸 5,280㎡	都市整備公社 (23,500㎡)
興亜池公園	ケミカル	平成7年6月3日 ～ 平成12年6月2日	214㎡×13戸 58㎡×17戸	30戸 3,768㎡	港湾整備局 (7,500㎡)
高塚台	ケミカルその他	平成7年6月27日 ～ 平成12年6月26日	240㎡×9戸 120㎡×5戸 48㎡×21戸	35戸 3,768㎡	建設局 (8,900㎡)
合 計			170戸	20,721㎡	56,400㎡

（出典）神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。

仮設共同工場・店舗設置に係る融資制度及び申込要領（例）〈▶ S-2b〉

仮設共同工場・店舗設置に係る融資制度について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された「中小企業高度化資金の特例措置」及びその申込要領は以下のとおりである。

1. 仮設工場・店舗設置に係る中小企業高度化資金の特例措置

目的	地方公共団体が拠出している公益法人等が、阪神・淡路大震災で被害を受けた中小企業に賃貸するため、貸工場（仮設工場を含む）を設置する。	
貸付の対象（事業主体）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・地方公共団体が出資している株式会社 ・地方公共団体が出捐している公益法人 	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①激甚災害特別財政援助法の指定地域内で実施すること ②地方公共団体が作成する復興計画等に即して実施される事業 ③当該事業が被災地域の中小企業の復興を支援するための建物等を設置するものであること ④被災中小企業が5名以上入居すること ⑤原則として製造業が入居すること ⑥入居期間はおおむね5年 	
貸付条件	利益	無利子
	償還	20年以内（据置期間含む）
	据置	5年以内
	助成割合	90%以内
貸付対象	建設費、土地取得費（造成費含む）、借地にかかわる費用（敷金除く）	

（出典）神戸市「阪神・淡路大震災－神戸市の記録」。

2. 申込要領

申込資格	<ul style="list-style-type: none"> (1)被災時に神戸市内で製造業を営んでいた企業 (2)工場が焼失または倒壊により製造業を営むことができなくなった者（要り災証明書） (3)仮設工場において自ら製造業を営み、かつ製造を行う者（製造業の規定は日本標準産業分類による） (4)集団化・共同化を図るなど、将来的に自立する意欲のある企業 (5)神戸市内に本社又は主たる事業所を有する企業であること (6)6年度市民税を滞納していない者 (7)入居決定後、神戸市の指定する入居時期に速やかに入居し操業開始できる者
利用期間	入居日から3年間（ただし、その後2年間で限度に更新が可能）
費用負担	家賃：月額 500円/m ² 共益費：月額 10円/m ² 敷金・保証金不要 その他電気・水道・光熱水費は実費負担

（出典）神戸市「阪神・淡路大震災－神戸市の記録」。

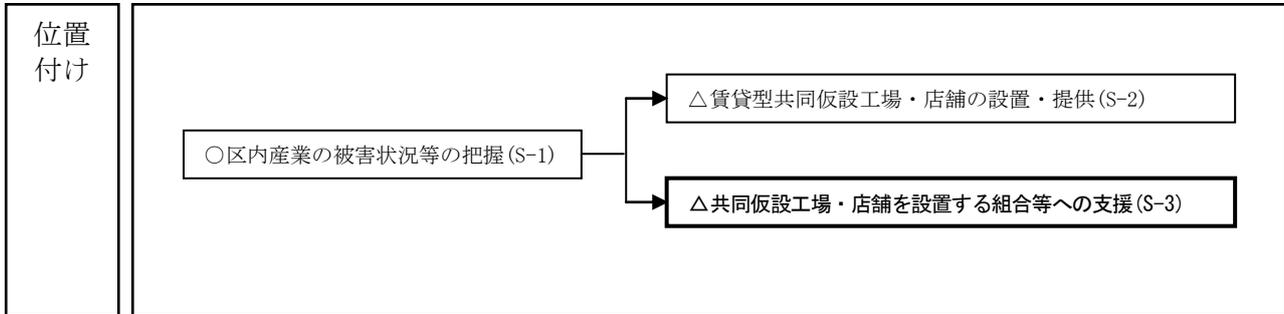
賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート（案）〈▶S-2c〉

用地番号_____	(調査日) 年 月 日 (調査者)
地盤状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 液状化
道路の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 液状化
上水道の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
下水道の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
電気の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
電話の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
ガスの被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
備 考	

(出典) 東京都「震災復興マニュアル」平成 15 年 3 月。

項目	共同仮設工場・店舗を設置する組合等への支援	S-3
----	------------------------------	------------

自力で共同仮設工場や共同仮設店舗を設置し、一時的な事業スペースを確保しようとする組合等に対し、計画策定や経費等の面で支援を行う。また、資金面での支援策として、各種融資制度を円滑に利用できるよう、法人格を持った組合作りのための相談支援体制等を強化する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)組合等の支援	被災後 1 週間～	区民部経済課	①商店街や産業集積地において共同仮設工場・店舗の設置を含めた復興方策を検討する組合等を支援する。〈▶ S-3a〉 ②現行の各種融資制度の円滑な利用を可能とするため、組合等に対し助言、指導を行うなど、法人格を持った組合作りの支援体制を強化する。

留意事項	
------	--

事前準備	<input type="checkbox"/> 都に総合的な指導に関する方針を確認する（経済課）。
------	--

商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度（例）〈▶S-3a〉

賃貸型仮設共同工場について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された「商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度」及び「神戸市長田区久二塚地区の取り組み」は以下のとおりである。

1. 商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度

神戸市では、平成7年3月8日から7月末まで、商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度を(財)阪神・淡路大震災復興基金とともに創設し申請を受け付けた。この制度は、被災店舗5軒以上が共同で使用するため商店街または小売市場の団体が設置する仮設店舗の設置費を助成するもので、4分の1を神戸市、4分の1を復興基金が助成する（補助限度額あり）ことになっており、35団体に適用された。

2. 神戸市長田区久二塚地区の取り組み

久二塚地区は、早期に働く場所と住む場所を確保するため、市街地再開発事業の都市計画決定を受けて、本来行政が行う事業用の仮設店舗や仮設住宅を協議会が代わって建設するなど、行政と協働しながら独自の活動を行った。

久二塚地区の商業者たちが力を合わせて建設した仮設店舗は、被災したダイエー西神戸店を核店舗に100店の地元店舗で構成される。サーカス小屋のように大きなテントをかけ、商店街や市場の喧騒と賑わいのあるバザール的な雰囲気をコンセプトにした。この「パラソル・バザール」をもじって「パラール」の愛称で平成7年6月にオープンした。

この「パラール」の設置には、前述の商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度が適用された。久二塚地区の取り組み概要は次のとおりである。

1 地区の概要

- 縦横に商店街が行き交う住商混在地区
- 面積約3.2ha、人口約1,000人、世帯数約380世帯、商店数約240店、権利者数約570人

2 被害状況

- 倒壊焼失面積19,110㎡（59%）、倒壊焼失件数232件（62%）、倒壊焼失店数158店（66%）

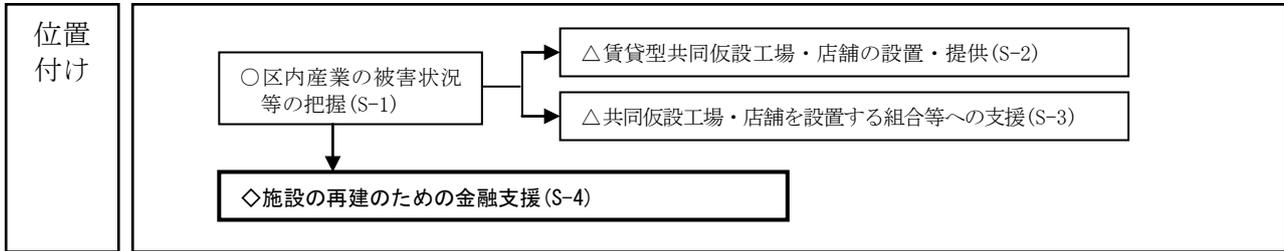
3 復興の歩み

- 地下鉄整備に伴い3町が個別にまちづくりの話し合いをもっていたが、震災を契機に新たに3町合同の「久二塚地区震災復興まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）を発足
- 協議会は、震災から約2ヶ月で90%以上の住民及び権利者の避難先を確認し、建物解体の同意や仮設建築物等の建設のために必要な権利関係資料の作成を実施
- 協議会は、倒壊建物の解体・撤去作業を協議会が一括して業者と契約できるように行政と交渉し、行政と協議会、業者の3者契約により、192件の解体撤去を実施
- 協議会は、135権利者から約1.1haの土地を借り上げ、住民との各種交渉、仮設住宅及び仮設店舗の入居や工事等の管理運営等の検討を実施。仮設店舗は、仮設商店街「復興げんき村パラール」（約80店舗、約5,400㎡）として4年5ヶ月にわたり営業
- 神戸市と(財)阪神・淡路大震災復興基金は「パラール」の設置にあたり、仮設店舗設置費用の最大2分の1を助成する「商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度」により支援を行った。
- これらの仮設住宅と仮設店舗は、後に市街地再開発事業の事業用仮設建設物として神戸市に引き取られた。

（出典）神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。
東京都「震災復興マニュアル」平成15年3月。

項目	施設の再建のための金融支援	S-4
----	----------------------	------------

被害が甚大である場合、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想されるため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請すると同時に、現行の融資制度の周知、信用保証協会への支援等を検討する。〈▶ S-4a〉



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)資金需要の把握	被災後 1週間～	区民部経済課	①都が予測する被災事業所の再建に要する資金需要を把握する。
(2)関係金融機関等への資金準備要請	被災後 1週間～	区民部経済課	①制度融資の取扱い指定金融機関等に対し資金準備要請を行うよう求める。
(3)事業主・組合等への周知	被災後 1週間～	区民部経済課	①都・国の現行の融資制度の内容を、区の広報や業界団体等を通じ、事業主・組合等に周知する。
(4)信用保証協会基本財産造成支援の検討	被災後 1週間～	区民部経済課	①信用保証協会の基本財産造成支援について、都と協議の上、決定した負担割合に応じた出捐のための財政措置を速やかに講じる。

留意事項	
------	--

事前準備	□各金融機関、東京信用保証協会等との事前協議を行う（経済課）。
------	---------------------------------

災害復旧のための現行融資制度（平成 26 年 11 月 05 日現在）〈▶S-4a〉

(1) 東京都の融資制度

① 災害復旧資金融資

■対象者	: 一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業等
■限度額	: 8,000 万円
■利率	: 1.5%
■期間	: 1 年以上 10 年以内（据置期間 1 年以内）

② 経営安定支援資金融資

■対象者	: 災害等により影響を受ける中小企業者等
■限度額	: 企業 2 億 8 千万円、組合 4 億 8 千万円
■利率	: 年 2.0%以下
■期間	: 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 2 年以内）

(2) 日本政策金融公庫の融資制度

○ 災害貸付（国民生活事業）

■対象者	: 災害により被害を受けた方
■限度額	: 各貸付ごとの融資限度額に、1 災害あたり 3,000 万円を加えた額（特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定める。）
■利率	: 各貸付ごとの利率（特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定める。）
■期間	: 設備資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内） 運転資金 7 年以内（うち据置期間 1 年以内）

○ 災害復旧貸付（中小企業事業）

■対象者	: 公庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
■限度額	: (直接貸付) 既往債務残高にかかわらず 1 億 5,000 万円 (代理貸付) 既往債務残高にかかわらず直接貸付の範囲内で 7,500 万円
■利率	: 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）
■期間	: 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）

(3) 商工組合中央金庫の融資制度

○ 災害復旧資金

■対象者	: 金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
■限度額	: 特に定めず
■利率	: 所定利率

項目	雇用の維持	S-5
----	--------------	------------

事業所の被害の程度によっては、従業員の解雇等が発生する場合もあり、そのような状況がひとたび発生すると、従業員一般に雇用不安やそれに伴う生活難への不安をいたずらにかきたてることとなりかねない。

このため、震災後のできる限り早い段階において、関係行政機関と連携し雇用維持の支援策を把握するとともに、事業所に対して、雇用維持に努めるよう、広報等を通じて呼び掛けを行う。

位置付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">▲雇用の維持(S-5)</div>
------	--

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 雇用維持の呼び掛け	被災後 1 週間～	区民部経済課	①事業所に対して、雇用維持に努めるよう、広報等を通じて呼び掛けを行う。〈▶S-5a〉
(2) 求人情報の把握	被災後 1 週間～	区民部経済課	①求人情報を把握し、被災離職者に対して的確な情報提供を行う。
(3) 臨時の雇用相談等の実施	被災後 1 週間～	区民部経済課	①被災後の混乱した状況の中で、雇用の確保や事業の再建に不安を抱えている従業員、離職者、事業主等のために臨時の相談窓口を設置する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関と連携し、都雇用維持支援策（災害復旧・復興時の雇用安定等関連施策）を把握するとともに、支援策に関する情報を事業所等に提供する（経済課）。〈▶S-5b〉
------	---

事前準備	
------	--

雇用維持の要請文書（案）〈▶S-5a〉

文書番号
〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

文京区長 ○ ○ ○ ○

被災事業所における雇用の維持について（依頼）

今回の震災に伴い、直接的又は間接的に被害を受けられた皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

震災の被害により、営業を停止し、又は縮小せざるを得ない事業主の方も多いかと存じますが、生活の再建に向けて頑張っておられる多くの従業員において経済的基盤である雇用の行く末に不安を感じておられる方も少なくありません。

つきましては、貴団体に所属する事業主の皆さまにおかれまして、でき得る限り雇用の維持に努めていただけるよう、お願い申し上げます。

なお、区といたしましても、都と連携を図りながら、下記のと通りの雇用維持に対する支援策について情報収集に努めております。

厳しい環境の中ご苦勞されているとお察しいたしますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

記

（雇用維持支援策）

- ・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・・・・・・・・・・・・・・・・

担 当：区民部経済課
TEL

（出典）東京都「震災復興マニュアル」平成15年3月、をもとに作成。

災害復旧・復興時の雇用安定等関連施策（雇用保険制度）〈▶ S-5b〉

1. 東京都の助成金制度

(1) 雇用維持のための現行助成金制度（平成 26 年 8 月 1 日現在）

①雇用調整助成金

- | |
|--|
| <p>■対象事業主：景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者の雇用の維持を図るために一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行った事業主（教育訓練を実施した場合には教育訓練費が加算される）</p> <p>■受給額：・休業の場合
休業手当または賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法より算定した額の 1/2（中小企業の場合は 2/3）。対象労働者 1 人あたり 7,805 円が上限。</p> <p>・教育訓練の場合
1 人 1 日当たり 1,200 円（半日にわたり訓練を行った場合の日数は 0.5 日として計算）を加算。</p> <p>・出向の場合
出向元事業主の賃金負担額の 1/2（中小企業の場合は 2/3）</p> <p>■受給期間：・休業等の場合 1 年間で 100 日（3 年間で 150 日）</p> <p>・出向の場合 出向労働者が出向を行う旨を最初に届け出た際に、当該事業主が指定した対象機関の初日から起算して 1 年間。</p> |
|--|

(2) 離職者の再就職促進のための現行助成金制度（平成 26 年 11 月 05 日現在）

＜特定求職者雇用開発助成金＞

①特定就職困難者雇用開発助成金

- | |
|---|
| <p>■対象事業主：高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事と無料船員職業紹介事業者に紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主</p> <p>■受給額・受給期間（）は中小企業以外の企業に対する支給額・対象機関</p> <p>【短時間労働者以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者（60 歳以上 65 歳未満）：90（50）万円 1 年 ・身体・知的障害者：135（50）万円 1 年 6 か月（1 年） ・重度障害者等（重度障害者、45 歳以上の障害者、精神障害者）：
240（100）万 2 年（1 年 6 か月） <p>【短時間労働者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢、母子家庭の母等：60（30）万円 1 年 ・障害者：90（30）万円 1 年 6 か月（1 年） |
|---|

2. 東京都の失業等給付制度

(1) 離職者の生活支援のための現行失業等給付制度（平成 26 年 8 月 1 日現在）

①雇用保険求職者給付（基本手当）

- 対象者：定年、倒産、契約期間の満了等により離職し、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあり、原則として離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 か月以上ある者。（特定受給資格者又は特定理由離職者については、離職の日以前 1 年間に、被保険者期間が通算して 6 か月以上ある場合でも可。）
- 受給額：離職の日の直前 6 か月間に支払われた賃金の総額を 180 で割った賃金日額に、当該賃金日額に応じた率（原則 50%～80%）を乗じて得た額を基本手当日額として支給。（上限額、下限額あり）
〔原則として、被保険者として雇用されていた期間及び離職日における年齢等により決められた所定給付日数の範囲内で失業していた場合に支給〕
- 受給期間：原則として離職日の翌日から起算して 1 年間（その間で病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き 30 日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができます。ただし、延長できる期間は最長で 3 年間。）

②雇用保険求職者給付（技能習得手当）

- 対象者：公共職業安定所長又は地方運輸局長の指示した公共職業訓練等を受講する基本手当受給資格者等
- 受給額：上記の基本手当のほかに受講手当（日額 500 円）、特定職種受講手当（月額 2,000 円）、通所手当（最高月額 42,500 円）、寄宿手当（月額 10,700 円）を基本手当の支給対象日について支給。
- 受給期間：公共職業訓練等を受講する期間（最高 3 年間）

項目	消費生活相談等の実施	S-6
----	-------------------	------------

被災直後、一時的な物不足から、売惜しみや便乗値上げ等の悪質な商法による被害の発生が予想される。
 これらの便乗値上げや悪質な商法等による被害を防止するため、区内商店を始め大型店やコンビニエンスストア等に対する商品の安定供給の要請や、便乗による不当価格販売を行わないよう国や都の機関と連携して適切な措置をとる。

位置 付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">◇消費生活相談等の実施(S-6)</div>
----------	---

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 区内商店等への商品の安定供給の要請	被災後 1 週間～	経済課	①区内商店を始め、大型店、コンビニエンスストア等に対し、商品の安定供給を要請する。また、便乗による不当価格販売を行わないよう要請する。
(2) 復興期における国、都等との連携	被災後 1 週間～	経済課	①便乗値上げや悪質商法への的確な対応を図るため、国や都の相談機関等と連携して適切な措置をとる。

留意事項	
------	--

事前準備	
------	--